

論文の和文要旨

論文題目	1930年代日本・改正電気事業法体制の終焉と電力国家管理の成立
氏名	内川 隆文

1938年を画期に、戦前日本の電力業は方向性を異にする2つの体制の下で成長した。前者は1931年から1938年にかけて存在した改正電気事業法（以後、改正法）を根拠とした「改正電気事業法体制」（以降、改正法体制）である。同体制は諮問委員会である電気委員会とカルテル組織である電力連盟によって構成され、過当競争「電力戦」を回避しつつ、民営電力企業の自律的経営を認めることでその成長を後押しした。

もう1つの体制は、1939年から1951年まで存在した電力国家管理である。同政策は戦前の電力業界を寡占した「5大電力」を中心とする民営電力企業の設備を政府が強制接収した「民有国営」政策である。同政策は企業の私的所有権に対する国家の強度の介入をもたらす「革新政策」の先駆であり、その成否はその後の経済体制の在り方を左右する重大な意義をもった。そのため経営者や政治家、官僚、技術者、社会主義者など広範な人々を巻き込んだ電力国家管理論争が1936年から1938年まで展開されたのである。

本論文は改正法体制の終焉、そして電力国家管理論争の経緯を分析することで、電力国家管理の成立要因を明らかにする。電力業史をめぐる研究の多くはこれまで、満州事変以降の「国家主義的イデオロギー」や「全体主義的イデオロギー」といった外的要因が改正法体制の終焉に多大な影響を与えたことを指摘した。本論文は改正法体制の内部の問題が外的要因と結びついたことで、その早期の終焉と電力国家管理の成立に繋がったことを明らかにした。

改正法体制の内部と外部の問題を明らかにするために、本論文では経営史分野の先行研究の他に、アメリカ電力史研究の第一人者であるトーマス・P・ヒューズの研究を参照した。具体的にはヒューズが1983年に刊行した著書“Networks of Power”（邦訳『電力の歴史』）において提示した電力システム論を参照した。電力システムとは、発送配電に関する技術システムと企業や行政、学問団体などの組織によって構成される。

さらに本論文では電力システム論を発展させ、電力ポリティクスという概念を提示した。電力ポリティクスとは、経営者や技術者、官僚、需要家が電力システムをめぐる利益や管轄権をめぐって展開する対立や係争を指す。電力ポリティクスは、電力システムの成長の「結果」であると同時に、次の成長を促す「原因」となる。

以上2つの分析概念を用いることで、本論文は改正法体制の内部の問題について1つの仮説を提示した。すなわち、改正法体制は電力システムの成長を促進するために成立したのだが、成長過程において発生した電力ポリティクスの調整に失敗したことで終焉したのである。

この仮説を証明するため、本論文は電力業の監督官庁である通信省出身の2人の官僚の思想と行動を考察した。1人は改正法体制を主導した平澤要（ひらさわ かなめ）である。平澤は電力システムの成長を「供電組織」という概念で理解した同時代の人物で

あり、当時すでに「電気行政のエキスパート」として名声を誇っていた。今一人は改正法体制内部の問題に懸念を抱き、さらに満州事変やブロック経済の進展といった外的要因に備えるべく電力国家管理を推進した革新官僚・大和田悌二（おおわだ ていじ）である。一般に革新官僚とは、大正時代の末期に大学を卒業し、1930年5月に設置された内閣調査局（後の企画院）を中心に経済政策を遂行した官僚の一群を指す。大和田は改正法体制下で自身が経験した電力行政や電力国家管理論争で経験した出来事について多くの言説や記録を残した人物でもある。特に本論文は東京大学法学部附属近代法政史料センター原資料部にマイクロフィルムとして残された大和田の「日記抄」を重要な資料として、改正法体制から電力国家管理までの変遷過程を明らかにした。

本論文の構成は以下のとおりである。序論では改正法体制と電力国家管理の間の「連続と断絶」をめぐる先行研究の成果と限界を橋川武郎や嶋理人、梅本哲世、松島晴海の議論を中心に考察した。「連続／断絶」論に立つ諸研究は電力企業が刊行した営業報告書や通信省が編集した『電気事業要覧』などの統計を駆使することで、電力業の実態を数量的に明らかにした。一方、それらは電力国家管理成立を考察する上で「豊富低廉な電力供給」に焦点を絞った一方、供給区域独占制の弊害といったその他の論点を看過して來た。本論文ではこれまで見過ごされてきた改正法体制の内部の問題を、各地方の電力システムをめぐる具体的なケースに基づきながら明らかにした。

第1章ではヒューズの議論を応用することで、戦前日本電力システムの発展モデルを明らかにした。本章では余剰電力と過剰電力の概念的区別を行い、それらがシステムの成長を阻害した「逆突出部」であったことを明らかにした。さらに1920年代後半から1930年代前半にかけて展開した東邦電力社長の松永安左エ門や東京電灯社長の小林一三、森コンツェルンを率いた森矗昶といった経営者の電力システム論を考察した。

第2章では欧米の事例を参考にしながら将来の電力システムの発展を展望した平澤要の電気事業観を考察した。改正法体制では電気委員会と電力連盟を中心に料金認可制や供給区域独占制、自家用発電抑制政策、電力業公営化の原則禁止など多様な政策が決定された。本章ではこれらの政策が電力システムの自律的な統合を企図した平澤要の電力システム論に基づいていたことを明らかにした。

第3章では自家用発電の建設認可を通信省に求めて運動した神戸市電気局を中心に議論を展開した。平澤が率いる当時の通信省電気局は全国に統一した電力システムを建設するべく火力発電所と公営電力の建設を抑制する方針を打ち出していた。それゆえに前の中央発電所を建設するべく神戸市電気局は1920年代から通信省に陳情したものの、受け入れられることはなかった。

このような状況が一変する事態を齎したのが1934年9月21日に近畿一帯を襲った関西風水害だった。停電のショックは神戸市の世論を激高させ、神戸市電気局の自家用発電所促進運動を加速させることとなった。

第4章では1920年代から1930年代にかけての農村電化をめぐる言説を考察し、電力

行政を所管するはずの逓信省が 1930 年代初頭に至るまで無関心的態度であったことを明らかにした。

しかしながら 1934 年夏の東北大凶作後の復興として農村電化が唱導されたことでて通信省は 1935 年、配電設備助成政策を農林省と共同して打ち出すこととなる。同政策は日本最初の農村電化政策であり、民営電力企業の自律的な成長を重視する東邦電力社長・松永安左エ門もこれを歓迎する言説を展開した。1938 年に成立した電力国家管理は農村電化の実現を掲げていたが、それは 1935 年の配電設備助成政策に淵源を有していたのである。

第 5 章では名古屋地方における供給区域独占制をめぐる 2 つの電力企業—中部電力と矢作水力の対立とその調停に当たった大和田悌二の言説を分析した。供給区域独占制は改正法体制における重要な制度の 1 つであり、その骨子は民営電力企業間の競争を抑制しつつ電力システムの漸進的な統合を促進することにあった。

大和田はもともと逓信省の管船局でキャリアを始めた人物であって平澤のような電力行政に精通した人物ではなかった。それだけでなく大和田は当初、民営電力企業の自律性を重視する改正法体制に対して反感を抱いていなかった。

しかしながら、名古屋・挙母町（1959 年、豊田市に改称）に豊田自動織機株式会社が建設設計画を進めていた挙母自動車工場に対する電力供給を巡り争った中部・矢作両社を調停する過程で、大和田は次第に改正法体制に対して疑念を抱くようになった。大和田は満州事変以降国防産業として重要性を増しつつあった自動車産業への十分な電力供給が供給区域独占制によって妨げられていることを問題視したのである。1936 年から大和田は逓信省電気局長として電力国家管理を主導するのだが、その動機は名古屋通信局長時代に中部・矢作両社間で展開した係争に直面したことで形成されたのである。

第 6 章では大和田悌二の統制経済論を 1920 年代から 1930 年代にかけて考察した。1930 年代に本格化した資本主義体制の変質あるいは変革を念頭に置いた産業政策や経済体制をめぐる学説や議論の総称である。

1920 年代の大和田の世界観は、利害調停者としての国家の役割を重視する「調和主義」と、革命運動から国家を守ることを第一とする「体制の防衛」論によって構成されていた。このような大和田の世界観は、世界恐慌と満州事変が発生し、ブロック経済が進展した 1930 年代に入ると彼独自の統制経済論が生み出される前提となった。大和田は、日本の輸出振興と軍事拡大による大陸進出、さらに二・二六事件のような体制の動揺を抑える上でも豊富低廉な電力供給が不可欠であると考えた。当初、大和田は改正法体制において豊富低廉な電力供給を推進できると考えたのであるが、名古屋通信局長時代の経験を経て、民営電力業を前提とした改正法体制に強い不満を抱いた。本章では大和田の電力行政から「調和主義」が消え去ったことで、電力国家管理を推進する端緒が開かれたことを明らかにした。併せて、本章では大和田悌二と平澤要の世界観の相違について考察した。

第 7 章では経営者や技術者、通信官僚、政治家、経済学者、無産党勢力が参加した電力国家管理論争を考察した。電力国家管理論争は 1920 年代から経営者や技術者、官僚

を中心に展開した電力システム論と 1930 年代に本格化した統制経済論が交錯したことで成立した。電力システム論と統制経済論は元々異なる目的と文脈を持つ議論であった。

しかしながら 1935 年、革新官僚として統制経済論を展開する奥村喜和男と電力システム論に精通した出弟二郎が出会ったことで電力国家管理論争が成立した。第 7 章では電力国家管理論争における言説を 4 つの集団に分類し、考察した。1 つは 5 大電力などの有力な電力業の経営者によって代表される電力システム論・漸進派である。2 つ目は、経済学者である向井鹿松や社会大衆党出身の麻生久、そして逓信省出身の革新官僚である奥村喜和男と大和田悌二といった統制経済論・革新派である。3 つ目は小島精一を中心とした統制経済論・漸進派である。4 つ目は、出弟二郎（東邦電力）や宮川竹馬（東邦電力）、藤波収（大同電力）といった電力システム論・革新派である。

改正法体制は電力システムの成長と統合を企図した平澤要の電力システム論に基づいて成立した。同体制は供給区域独占制や料金認可制といった先駆的な制度を採用したが、電力企業間や供給側と需要側の間で発生した電力ポリティクスを制御できなかったために早期に終焉したのである。そしてこのような改正法体制内部の矛盾を解消し、さらに満州事変や二・二六事件、ブロック経済の進展といった問題を克服するために電力国家管理を推進したのが大和田悌二であった。

1936 年以降、平澤と大和田との間で生じた逓信省内の電力ポリティクスは激しさを増した。さらに経営者や技術者、経済学者、社会主義者といった省外のアクターが電力ポリティクスの主体として登場したことで、電力国家管理論争が成立したのである。